

株主各位

証券コード 6023

2019年6月7日

大阪市北区大淀中一丁目1番30号
ダイハツディーゼル株式会社
取締役社長 木下茂樹

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月26日(水曜日)午後5時30分までに到着するよう、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室 (末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第59期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第4号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.dhtd.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策を背景に企業業績や雇用環境の改善が続き、設備投資の増加や個人消費にも持ち直しの動きが見られる等、緩やかな回復基調が続きました。一方で、米中の貿易摩擦への懸念や中国経済の減速等もあり、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社の主要な販売先である造船・海運業界につきましては、昨年の世界の新造船竣工量は5,781万総トンと前年比で12.1%の減少となったものの、新造船受注量については5,143万総トンと前年比で19.1%の増加となりました。しかしながら2007年度の水準からは69.7%下回っており、本格的な新造船の需要回復にはしばらく時間がかかるものと思われま

す。このような企業環境下、中期経営計画（2015年4月1日～2020年3月31日）の3つの重点目標、「既存事業の確立と拡大」、「周辺事業拡大による成長」、および「100周年を見据えた企業発展への取組み」に沿って、成長市場の開拓や販売拡大に取り組んでまいりました。

「既存事業の確立と拡大」につきましては、2017年11月より兵庫県姫路市に約50年ぶりとなる新工場の建設を進め、2018年8月に操業を開始、10月に初号機を出荷いたしました。今後は、最先端の生産技術力と設備を併せ持つ姫路工場と、卓越したノウハウを有する守山工場との2拠点体制にて、より一層お客様のご要望にお応えできるよう努めてまいります。また、企業間競争の激化により受注環境は極めて厳しい状況にありますが、世界各地に広がる販売網およびアフターサービス体制とグループ企業が一体となり、持続的な成長と収益力の強化を実現してまいります。

「周辺事業拡大による成長」につきましては、クラウドベースによる次世代型の機関状態監視システム「CMA X S L C - A」を利用したメンテナンス支援サービスの受注は順調に推移しております。また、2016年1月より施行されたNOx 3次規制に対応したSCR（選択触媒還元法脱硝装置）の受注につきましては、新規受注の獲得に注力してまいりました結果、海外船用向けを中心に160台を超える受注を獲得しております。さらに、本年2月にはSCRの還元剤となる尿素水を船内で簡単に生成できる「尿素水生成装置」の初号機を出荷いたしました。当社は、地球環境に優しく、お客様の利便性や安全性を高め、トータルライフサイクルコストの低減へ繋がる最適なソリューションをご提供し、今後も環境対応技術に優れたエンジンメーカーとして業界内のリーディングカンパニーを目指してまいります。

「100周年を見据えた企業発展への取組み」につきましては、2018年6月より執行役員制度を導入し、経営意思決定の充実および業務執行の迅速化を図っております。また、コーポレートガバナンスの強化とステークホルダーとの対話の充実も図っております。今後も一層の企業価値向上を図りながら、持続的な成長を目指した経営を行ってまいります。

以上のように取り組んでまいりましたが、当連結会計年度の連結売上高は57,270百万円（前期比4.8%減）となり、営業利益は2,626百万円（前期比13.7%減）、経常利益は2,576百万円（前期比17.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,818百万円（前期比13.2%減）となりました。

当社および連結グループのセグメント別の業績は次のとおりであります。

<内燃機関部門>

イ) 船用機関関連

主力の発電用補機関を中心に機関売上が減少したことに加え、機関の採算性が悪化したこと等により、売上高は44,448百万円（前期比3.0%減）、セグメント利益は3,840百万円（前期比24.4%減）となりました。

ロ) 陸用機関関連

販売物件が減少したものの、機関の採算性が良化したこと等により、売上高は9,564百万円（前期比10.3%減）、セグメント利益は801百万円（前期比273.4%増）となりました。

従いまして、当部門の売上高は部品販売、メンテナンス工事も含めて54,013百万円（前期比4.4%減）、セグメント利益は4,641百万円（前期比12.3%減）となりました。

<その他の部門>

イ) 産業機器関連

アルミホイール部門に関しましては、販売数の減少により売上高、セグメント利益とも減少となりました。

ロ) 不動産賃貸関連

不動産賃貸関連に関しましては、売上高は微増となり、セグメント利益は微減となりました。

ハ) 売電関連

売電関連に関しましては、売上高は微減となり、セグメント利益は増加となりました。

二) 精密部品関連

精密部品関連に関しましては、売上高は減少となり、セグメント利益は増加となりました。

従いまして、当部門の売上高は3,256百万円（前期比11.3%減）、セグメント利益は335百万円（前期比9.5%減）となりました。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

期別 部門	第58期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第59期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	前 期 比 増減 (△) 額
内 燃 機 関 部 門			
舶 用 機 関 関 連	45,828	44,448	△1,380
陸 用 機 関 関 連	10,666	9,564	△1,101
計	56,495	54,013	△2,481
そ の 他 の 部 門	3,671	3,256	△415
合 計	60,166	57,270	△2,896

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2,610百万円であります。その主な内容は、姫路新工場への生産設備の導入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

①市場に対応した生産拠点再構築

当社主力の機関販売を確固たるものにするため、海運輸送効率追求による船舶の大型化に対応し、2018年8月に姫路新工場を稼働いたしました。新工場は大型機関製造に特化し、守山工場を中小型機関製造とする生産拠点体制を当期に構築いたしました。これにより、高品質、低コスト、リードタイム短縮に加え、姫路工場隣接のバースからの大型機関海上輸送により、モーダルシフトの流れに沿った環境にやさしいモノづくりを実現いたしました。

②環境対応型の商品開発

舶用機関関連では環境規制の強化、輸送効率向上に対する国際社会やお客様からのニーズに対応した商品ラインナップの拡充を目指しております。

大型機関DE-33はメガコンテナ船などの船舶の大型化に対応し2016年5月に市場投入いたしました。

デュアルフューエル機関（DF機関）はガスと重油の両方の燃料に対応した、環境規制対応機関として、第60期に造船所へ出荷が予定されております。また、このDF機関は2種類の燃料に対応できることから、陸用非常用発電設備として、官公庁などの事業継続計画（BCP）に対応できるものであり、2017年3月より地方自治体・官公庁に納入を開始しております。

③市場展望と当社の収益モデル

当社の主要マーケットである船用機関関連では、当社グループの収益モデルの核となる部品販売において、受注額が当期に過去最高となりました。

I MO（国際海事機関）のNOx3次規制に対応するためのSCR（選択触媒還元法脱硝装置）については、受注が当期末現在で累計約160台となり、需要が拡大しつつあります。

ただし、昨今の米中貿易摩擦も影響し、造船市場の本格的な回復には至っていないことから、本中期経営計画期間（2015年4月1日～2020年3月31日）における最終経営目標は達成が困難となりました。

この間、中国ライセンサー2社（安慶中船柴油机有限公司・陝西柴油机重工有限公司）と共に、中国市場へのダイハツブランド商品拡販や環境対応型機関の市場投入に向けた動きを加速させております。

陸用機関関連では、国内を中心に各種インフラへの納入実績を過去より築いております。OECD（経済開発機構）が2015年に公表した『世界で最も水害のリスクが高い10都市』に日本の2都市が含まれておりました。当社の陸用機関は、これらの都市をはじめ、官公庁の排水機場等で多くご採用いただいております。地球温暖化の中、地球規模で当社グループが活躍できるフィールドが広がっております。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第56期 (2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	第57期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第58期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第59期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高	57,019百万円	58,934百万円	60,166百万円	57,270百万円
経常利益	5,438百万円	3,441百万円	3,104百万円	2,576百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,596百万円	2,319百万円	2,095百万円	1,818百万円
1株当たり当期純利益	112円98銭	72円87銭	65円83銭	57円11銭
総資産	75,060百万円	78,981百万円	80,969百万円	82,512百万円
純資産	34,224百万円	36,460百万円	38,092百万円	39,263百万円
1株当たり純資産	1,074円47銭	1,143円90銭	1,195円24銭	1,232円01銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況等

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	50百万円	100% (26%)	倉庫内管理請負業
ダイハツディーゼル東日本株式会社	30百万円	100% (5%)	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル中日本株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル四国株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
ダイハツディーゼル西日本株式会社	30百万円	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
株式会社ダイテック	30百万円	100% (50%)	情報処理およびシステム開発
ディーエス商事株式会社	10百万円	100%	内燃機関および同部品の運送取扱
ダイハツディーゼル姫路株式会社	300百万円	100%	内燃機関および同部品の製造
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	50百万円	100%	貸事務所業
日本ノズル精機株式会社	42百万円	93.9%	燃料噴射系精密部品の開発・生産・販売
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	S\$2,000,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	STG £ 50,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	US\$100,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	US\$200,000	100%	内燃機関および同部品の販売・サービス業

(注) 出資比率の()内の数字は間接所有割合(内数)であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

④その他

当社は、1982年1月より、安慶中船柴油機有限公司(中国)および陝西柴油機重工有限公司(中国)に対して内燃機関の一部機種において、技術供与を行っております。

(7) 主要な事業内容

区分	主要品目
内燃機関部門	(船用・陸用機関関連) 船用ディーゼルエンジン、陸用ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、内燃機関部品
その他の部門	(産業機器・不動産賃貸・売電・精密部品関連等) アルミホイール、貸事務所業、太陽光発電事業、燃料噴射系装置など

(8) 主要な営業所および工場

①当 社	本 社	大阪市北区	工 場	守山第一工場 (滋賀県守山市)
	支 社	東京都中央区		守山第二工場 (滋賀県守山市)
	支 店	仙台支店 (仙台市)		姫路工場 (兵庫県姫路市)
		名古屋支店 (名古屋市)		
		四国支店 (愛媛県今治市)		
		九州支店 (福岡市)		

②子会社

会 社 名	所 在 地	
ダイハツディーゼル部品サービス株式会社	本社	滋賀県守山市
ダイハツディーゼル東日本株式会社	本社	東京都台東区
ダイハツディーゼル中日本株式会社	本社	広島県福山市
ダイハツディーゼル四国株式会社	本社	愛媛県今治市
ダイハツディーゼル西日本株式会社	本社	福岡県福岡市
株 式 会 社 ダ イ テ ク	本社	大阪市北区
デ ィ ー エ ス 商 事 株 式 会 社	本社	大阪市北区
ダイハツディーゼル姫路株式会社	本社	兵庫県姫路市
ダイハツディーゼル梅田シティ株式会社	本社	大阪市北区
日 本 ノ ッ ズ ル 精 機 株 式 会 社	本社	埼玉県久喜市
DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	本社	シンガポール
DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.	本社	英国 ロンドン
DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.	本社	米国 ニューヨーク
DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.	本社	中国 上海

(9) 従業員の状況**①企業集団の従業員**

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,247名	10名増

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
843名	4名増	41.1歳	17.1年

(注) 従業員数は、就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,894
株式会社三井住友銀行	2,365
株式会社りそな銀行	1,261
株式会社滋賀銀行	1,030
株式会社伊予銀行	1,008

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 80,000千株 (1単元:100株)
(2) 発行済株式の総数 普通株式 31,850千株 (うち自己株式16,235株)
(3) 株主数 1,446名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
ダイハツ工業株式会社	11,181	35.1
ピービーエイチ フィデリティ ビューリタム フィデリティ シリーズ インtrinsic ホルティエイズ ファンド	3,184	10.0
積水ハウス株式会社	2,000	6.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,018	3.2
NOMURA PB NOMINEES LTD.	790	2.5
株式会社三菱UFJ銀行	740	2.3
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A.	728	2.3
株式会社りそな銀行	590	1.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	568	1.8
K B L E P B S. A.	506	1.6

(注) 持株比率については、持株数を、発行済株式の総数より自己株式を控除した数で除して算定しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	原田 猛		
取締役社長 (代表取締役)	木下 茂樹		ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長
取締役副社長 (代表取締役)	合田 修	社長補佐、管理統括本部 担当	
取締役 (専務執行役員)	佐藤 和利	技術統括本部長、品質保証部 担当	MDエンジニアリング(株) 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	上村 雄一		株式会社ダイテク 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	齋藤 隆	艦艇事業部長	
取締役 (常務執行役員)	飯田 貴志	生産購買統括本部副本部長、アルミホイール部 担当	
取締役 (常務執行役員)	堀田 佳伸	守山事業所長	
取締役 (常務執行役員)	寺岡 勇	船用統括事業部長、東京支社長、技術提携推進 室・販売統括部・CS推進事業部・環境エネル ギー統括事業部 担当	DDKロジスティクス(株) 代表取締役社長
取締役 (執行役員)	中野 等		ダイハツディーゼル姫路(株) 代表取締役社長
取締役	津田 多聞		津田公認会計士事務所代表
取締役	小松 一雄		
常勤監査役	正田 敦己		
監査役	松下 範至		ダイハツ工業(株)取締役 ダイハツ企業年金基金理事長 ダイハツ健康保険組合理事長
監査役	別所 則英		ダイハツ工業(株)常勤監査役

- (注) 1. 取締役 津田多聞氏および小松一雄氏は、社外取締役であり、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 松下範至氏および別所則英氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 新川健二氏は、2018年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の各社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	13名	320百万円
(うち社外取締役)	(2名)	(8百万円)
監 査 役	5名	20百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(1百万円)
計	18名	341百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 株主総会決議による報酬限度額(会社法第361条第1項第1号)は、取締役(使用人兼務取締役の使用人給与相当額および下記第4項の役員賞与ならびに第5項の役員退職慰労金は含んでおりません。)年額250百万円、監査役年額50百万円であります。
3. 上記の支給人員および報酬等の額には、2018年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役2名を含んでおります。なお、事業年度末現在の人数は、取締役12名および監査役3名であります。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員賞与として引当金を計上した次の金額を含んでおります。
- | | | | | |
|-----|-----|-------|----------|-------|
| 取締役 | 12名 | 42百万円 | (うち社外取締役 | 0百万円) |
| 監査役 | 3名 | 2百万円 | (うち社外監査役 | 0百万円) |
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労金として引当金を計上した次の金額を含んでおります。
- | | | | | |
|-----|-----|-------|----------|-------|
| 取締役 | 12名 | 86百万円 | (うち社外取締役 | 0百万円) |
| 監査役 | 3名 | 4百万円 | (うち社外監査役 | 0百万円) |
6. 上記の報酬等の額には、2018年6月28日開催の第58回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金として支給した次の金額を含んでおります。
- | | | | |
|-----|----|--------------|-------|
| 取締役 | 1名 | 1百万円 | |
| 監査役 | 2名 | 1百万円(うち社外監査役 | 0百万円) |
- なお、上記金額は、過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額(取締役19百万円および監査役6百万円)を除いております。

(4) 社外役員に関する事項**①社外役員の重要な兼職の状況等**

区 分	氏 名	兼職先名	兼職の内容
社外取締役	津 田 多 聞	津 田 公 認 会 計 士 事 務 所	代表
社外監査役	松 下 範 至	ダイハツ工業株式会社 ダイハツ企業年金基金 ダイハツ健康保険組合	取締役 理事長 理事長
社外監査役	別 所 則 英	ダイハツ工業株式会社	常勤監査役

(注) 1. 当社と津田公認会計士事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

2. ダイハツ工業株式会社は、当社のその他の部門 産業機器関連のうち自動車用アルミホイールを同社に供給しており、製品販売等の取引関係にあります。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	津 田 多 聞	当期開催の取締役会に14回中13回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。
社外取締役	小 松 一 雄	当期開催の取締役会に14回中13回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。
社外監査役	松 下 範 至	当期開催の取締役会に14回中9回出席、また当期開催の監査役会に13回中10回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。
社外監査役	別 所 則 英	当期開催の取締役会に14回中10回出席、また当期開催の監査役会に13回中12回出席し、疑問点等の質問およびアドバイスをしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 2018年7月1日付で新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①当社が支払うべき報酬等の額	40百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.ほか重要な海外子会社は、他の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき調査し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることが妥当かどうか監査役会にて審議いたします。

6. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社ならびに当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは「社会を豊かにする価値を提供し、人々との共生を願う」企業理念のもとに、「倫理行動基準」および「倫理行動指針」を制定して企業人として取るべき行動規範を示しており、取締役をはじめ全社員がこれを遵守することにより、健全な内部統制環境の醸成に努めます。
- ②業務執行に当たっては、取締役会のほか、様々な会議体で総合的に検討したうえで意思決定が行われますが、これらの会議体への付議事項は規定により定め、適切に運営します。
- ③法令等の遵守等を目的として設置している「コンプライアンス委員会」の機能を強化、拡充した「内部統制委員会」を設置し、内部統制の整備および監督を進めます。
- ④コンプライアンス意識の向上のため、階層別教育や職場研修を継続的に実施します。
- ⑤法令上疑義のある行為等コンプライアンスに係る問題に関しては、監査部門を通報先とする相談窓口（「DDホットライン」）を設置し、適切に運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および文書管理規定、機密管理規定等の社内規定に従って、各担当部門が適切に保存および管理を行います。取締役および監査役は、常時、これらの情報を閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、安全、環境、品質、財務などのリスクについては、それぞれの担当部門または内部統制委員会および各種委員会が、それぞれの機能におけるリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、必要に応じ規則やガイドラインの制定やマニュアルの作成等を行い、管理します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を月1回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を審議、決定すると同時に、各取締役の業務執行状況の監督を行います。また、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、全役付取締役により構成する経営会議を定期的に開催し、事業運営に関わる重要事項の意思決定を行います。
- ②将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を策定し、これを具体化するため各事業年度の年度方針と目標を設定します。担当取締役は、各部門方針と目標、権限分配を含めた効率的な達成方法を定め、推進します。取締役社長は定期的に進捗状況をレビューし、必要に応じ改善を促します。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、関係会社管理に関する担当部署を設置し、関係会社管理規定に基づき、当社グループ会社の内部統制活動の徹底を図ります。
- ②当社は、関係会社管理規定に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社に報告させるものとします。
- ③当社グループ各社に内部統制推進責任者および担当者を置くとともに、内部統制委員会がグループ全体の内部統制を統括、推進する体制とします。
- ④当社の内部監査部門は、定期的に当社グループ会社のリスク管理体制等に対する内部監査を実施します。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき社員はいませんが、監査役会から要求があった場合には、原則として監査部門から人選することとし、監査役は該当者に対し必要な事項を命令することができることとします。また、その命令に関しては、取締役等の指揮命令を受けないものとし、該当者の人事異動および人事考課については監査役と取締役が協議することとします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するとともに、当社および当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。
- ②取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまた随時に、監査役に業務執行状況を報告します。
- ③当社の内部監査部門は、監査役との定期的な連絡会を開催し情報共有を図るとともに、当社グループに著しい損害や重大な影響を及ぼす重要な事実を把握したときは、直ちに監査役に報告します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。
- ②主要な取締役の会議体や内部統制、コンプライアンスに関わる委員会等には、監査役の出席を得ることとします。
- ③監査役による重要書類の閲覧や会計監査人との定期的あるいは随時の会合を通じて、監査の実効性を期します。
- ④当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

7. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行後、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役2名が、14回中13回にそれぞれ出席いたしました。その他、監査役会は13回、経営会議は24回、企業改革推進会議は23回、コンプライアンス委員会は4回開催いたしました。
- ②監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	50,193	流動負債	25,296
現金及び預金	20,905	支払手形及び買掛金	7,297
受取手形及び売掛金	17,098	電子記録借入金	5,328
たな卸資産	10,269	短期借入金	6,193
そ の 他	1,931	リース負債	562
貸倒引当金	△12	未払法人税等	414
		未払費用	2,851
固定資産	32,319	賞与引当金	703
有形固定資産	23,821	役員賞与引当金	45
建物及び構築物	10,883	その他の	1,900
機械装置及び運搬具	6,899		
土地	5,088	固定負債	17,953
建設仮勘定	113	長期借入金	7,217
その他	836	リース負債	1,077
		退職給付に係る負債	6,618
無形固定資産	1,442	退職給付引当金	521
		その他	2,517
投資その他の資産	7,055	負債合計	43,249
投資有価証券	2,836	(純資産の部)	
長期貸付金	1	株主資本	39,675
繰延税金資産	3,589	資本金	2,434
そ の 他	681	資本剰余金	2,191
貸倒引当金	△53	利益剰余金	35,060
		自己株	△10
		その他の包括利益累計額	△455
		その他有価証券評価差額金	180
		為替換算調整勘定	7
		退職給付に係る調整累計額	△643
		非支配株主持分	43
資産合計	82,512	純資産合計	39,263
		負債及び純資産合計	82,512

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		57,270
売上原価		44,160
売上総利益		13,109
販売費及び一般管理費		10,483
営業利益		2,626
営業外収益		
受取利息配当金	57	
為替差益	49	
雑益	363	469
営業外費用		
支払利息	104	
雑損	415	519
経常利益		2,576
特別利益		
固定資産売却益	0	
国庫補助金	239	
その他の	8	247
特別損失		
固定資産売却損	11	
その他の	4	15
税金等調整前当期純利益		2,808
法人税、住民税及び事業税	750	
法人税等調整額	239	990
当期純利益		1,818
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		1,818

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,434	2,191	33,719	△10	38,334
当期変動額					
剰余金の配当			△477		△477
親会社株主に帰属する当期純利益			1,818		1,818
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,340	—	1,340
当期末残高	2,434	2,191	35,060	△10	39,675

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算調整	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	255	—	5	△545	△285	42	38,092
当期変動額							
剰余金の配当							△477
親会社株主に帰属する当期純利益							1,818
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△75	—	2	△97	△170	0	△169
当期変動額合計	△75	—	2	△97	△170	0	1,170
当期末残高	180	—	7	△643	△455	43	39,263

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：14社

連結子会社の名称：

ダイハツディーゼル梅田シティ(株)、DAIHATSU DIESEL (EUROPE) LTD.、

DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC) PTE. LTD.、

DAIHATSU DIESEL (AMERICA) ,INC.、

DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.、

ダイハツディーゼル西日本(株)、ダイハツディーゼル四国(株)、ダイハツディーゼル中日本

(株)、ディーエス商事(株)、ダイハツディーゼル東日本(株)、(株)ダイテック、ダイハツディーゼル

部品サービス(株)、ダイハツディーゼル姫路(株)、日本ノズル精機(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称：

ディー・ディー・テクニカル(株)、MDエンジニアリング(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数：1社

持分法を適用した関連会社の名称：

OFFICINE MECCANICHE TORINO S.p.A

当連結会計年度において株式を取得したため、OFFICINE MECCANICHE TORINO S.p.Aについて持分法適用関連会社としています。

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称：

(非連結子会社) ディー・ディー・テクニカル(株)、MDエンジニアリング(株)

(関 連 会 社) DAIHATSU DIESEL ANQING IRONWORKS.CO.,LTD.

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はいずれも小規模であり、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要でないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI) CO.,LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

(a)満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。

(b)その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの：移動平均法に基づく原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準および評価方法

製品、仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし一部の連結子会社は定率法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、当社および国内連結子会社の一部は役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

②退職給付に係る負債の計上基準

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

③消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度1,853百万円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,589百万円に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

①建物及び構築物：	650百万円
②機械装置及び運搬具：	45百万円
③土地：	1,577百万円
合 計：	2,273百万円

(2) 担保に係る債務

上記工場財団に係る資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額：42,767百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数

普通株式：31,850,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

- ①決議：2018年6月28日 定時株主総会
- ②株式の種類：普通株式
- ③配当金の総額：477百万円
- ④1株当たり配当額：15円
- ⑤基準日：2018年3月31日
- ⑥効力発生日：2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

- ①決議：2019年6月27日 定時株主総会
- ②株式の種類：普通株式
- ③配当金の総額：477百万円
- ④1株当たり配当額：15円
- ⑤基準日：2019年3月31日
- ⑥効力発生日：2019年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金を予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用についてはその大部分を安全性の高い短期的な銀行預金等で運用しております。また資金調達につきましても、銀行借入により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。

また、売掛金の一部は、輸出に伴う外貨建てのものがあり、その為替変動リスクを軽減するため、一部については先物為替予約によってヘッジしております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式について四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	20,905	20,905	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,098	17,098	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	596	596	—
(4) 投資その他の資産 その他（長期預金）	100	101	1
(5) 支払手形及び買掛金	(7,297)	(7,297)	—
(6) 電子記録債務	(5,328)	(5,328)	—
(7) 短期借入金	(3,375)	(3,375)	—
(8) 長期借入金（一年内返済予定を含む）	(10,036)	(10,054)	(18)
(9) デリバティブ取引	(—)	(—)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、為替予約の振当処理の対象とされている売掛金は、当該為替予約と一体として処理された額をもって評価しております。

(3) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 投資その他の資産 その他（長期預金）
この時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。
- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、ならびに(7) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 長期借入金（一年内返済予定を含む）
この時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) デリバティブ取引
デリバティブの時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております（上記(2)参照）。
- (注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,240百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用オフィスビル等を有しております。なお、賃貸用オフィスビルの一部については、当社および一部の子会社を使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価
賃貸等不動産	211	216
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	3,599	6,330

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な不動産については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。その他の不動産については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等による金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額： 1,232円01銭
2. 1株当たり当期純利益： 57円11銭

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,631	流動負債	28,181
現金及び預金	17,813	支払手形	968
受取手形	1,090	電子記録債権	5,361
売掛金	15,412	買掛金	6,164
仕掛材	9,685	短期借入金	3,375
原前払費用	96	1年以内返済予定の長期借入金	2,764
短期貸付	630	リース負債	554
そぞ倒引当金	870	未払法人税等	322
	1,036	未払費用	55
	△4	前受り金	2,611
		預賞与引当金	379
		役員賞与引当金	4,824
		その他の引当金	531
		その他	45
固定資産	28,058	固定負債	14,126
有形固定資産	18,311	長期借入金	7,120
建物	4,895	リース負債	1,061
構築物	1,632	預り保証金	10
機械装置	6,052	退職給付引当金	5,362
車両運搬具	351	役員退職慰労引当金	443
器具備品	757	資産除去債務	129
土工器具	4,511		
建設仮勘定	110	負債合計	42,307
		(純資産の部)	
無形固定資産	1,431	株主資本	32,204
ソフトウエア	1,423	資本剰余金	2,434
その他	7	資本準備金	2,150
		資本準備金	2,150
投資その他の資産	8,315	利益剰余金	27,630
投資有価証券	745	利益準備金	221
関係会社株	3,956	その他利益剰余金	27,408
長期貸付	1	固定資産圧縮積立金	234
繰延税金	3,205	特別償却積立金	1
そぞ倒引当金	414	別途積立金	25,600
	△8	繰越利益剰余金	1,572
		自己株式	△10
		評価・換算差額等	177
		その他有価証券評価差額金	177
資産合計	74,690	純資産合計	32,382
		負債及び純資産合計	74,690

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		49,755
売上原価		41,741
売上総利益		8,013
販売費及び一般管理費		7,302
営業利益		711
営業外収益		
受取利息配当金	1,079	
雑益	392	1,472
営業外費用		
支払利息損	102	
雑損	382	484
経常利益		1,698
特別利益		
固定資産売却益	0	
国庫補助金	232	233
特別損失		
固定資産売却損	9	
関係会社株式評価損	299	
その他	4	313
税引前当期純利益		1,618
法人税、住民税及び事業税	111	
法人税等調整額	236	348
当期純利益		1,270

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				固定資産 圧縮積立金	特別償却積立金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	2,434	2,150	221	91	17	24,200	2,306	26,837
当期変動額								
剰余金の配当							△477	△477
別途積立金の積立						1,400	△1,400	—
特別償却積立金の取崩					△15		15	—
固定資産圧縮積立金の積立				161			△161	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△19			19	—
当期純利益							1,270	1,270
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	142	△15	1,400	△733	792
当期末残高	2,434	2,150	221	234	1	25,600	1,572	27,630

	株主資本		評価・換算差額等			純 資 産 計
	自己株式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△10	31,412	251	—	251	31,663
当期変動額						
剰余金の配当		△477				△477
別途積立金の積立		—				—
特別償却積立金の取崩		—				—
固定資産圧縮積立金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
当期純利益		1,270				1,270
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△74	—	△74	△74
当期変動額合計	—	792	△74	—	△74	718
当期末残高	△10	32,204	177	—	177	32,382

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ①子会社および関連会社株式：移動平均法に基づく原価法を採用しております。
- ②満期保有目的の債券：償却原価法を採用しております。
- ③その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの：移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品および原材料：総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しており、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(表示方法の変更)

『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度1,793百万円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,205百万円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

①建	物	:	650百万円		
②機	械	装	置	:	45百万円
③土	地	:	1,577百万円		
合	計	:	2,273百万円		

(2) 担保に係る債務

上記工場財団の資産には、銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 : 32,215百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

- (1) 短期金銭債権 : 12,396百万円
- (2) 短期金銭債務 : 5,573百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引高および営業取引以外の取引高

- (1) 売上高 : 38,539百万円
- (2) 仕入高 : 5,119百万円
- (3) 営業取引以外の取引高 : 116百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数
普通株式 : 16,235株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金の否認等であります。

また、評価性引当額は877百万円であります。

なお、繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ダイハツディーゼル 部品サービス(株)	直接 74.0% 間接 26.0%	グループ内 ファイナンス	資金の預かり (注2) 利息の支払 (注2)	△24 0	預り金 —	1,156 —
子会社	ダイハツディーゼル 東日本(株)	直接 95.0% 間接 5.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	6,108	売掛金	2,779
子会社	ダイハツディーゼル 西日本(株)	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	4,284	売掛金	1,600
子会社	ダイハツディーゼル 四国(株)	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	5,592	売掛金	1,420
子会社	ダイハツディーゼル 中日本(株)	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	5,408	売掛金	2,171
子会社	DAIHATSU DIESEL (EUROPE)LTD.	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	4,171	売掛金	1,158
子会社	DAIHATSU DIESEL (ASIA PACIFIC)PTE.LTD.	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	5,300	売掛金	829
子会社	DAIHATSU DIESEL (SHANGHAI)CO.,LTD.	直接 100.0%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	5,383	売掛金	943

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

(注2) 各社からの預り金の利率は、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	ダイハツメタル(株)	直接 7.67%	材料の購入	材料の購入 (注1)	1,709	電子記録 債務 買掛金	489 215

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実情を勘案して決定しております。

(注2) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額： 1,017円23銭
- 1株当たり当期純利益： 39円89銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三戸 康 嗣 ㊦
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイハツディーゼル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

ダイハツディーゼル株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 三戸 康 嗣 ㊦
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイハツディーゼル株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴きその業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

ダイハツディーゼル株式会社 監査役会

常勤監査役 正 田 敦 己 ㊟

社外監査役 松 下 範 至 ㊟

社外監査役 別 所 則 英 ㊟

以 上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金15円
 総額477,506,475円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
 2019年6月28日
2. 剰余金の処分にに関する事項
 - (1) 増加する剰余金の項目およびその額
 別途積立金 790,000,000円
 - (2) 減少する剰余金の項目およびその額
 繰越利益剰余金 790,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（12名）が任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化のため取締役を1名減員し、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	はら だ たけし 原 田 猛 (1950年2月23日生)	取締役会長 (代表取締役)	1973年5月 当社入社 2007年6月 当社取締役 2009年6月 当社常務取締役 2011年6月 当社取締役社長 2016年6月 当社取締役会長（現職）	29,000株
2	きの した しげ き 木 下 茂 樹 (1954年10月28日生)	取締役社長 (代表取締役)	1977年4月 当社入社 2012年6月 当社取締役 2013年6月 当社常務取締役 2014年6月 当社専務取締役 2016年6月 当社取締役社長（現職） (重要な兼職の状況) ダイハツディーゼル梅田シティ(株) 代表取締役社長	13,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	ごう だ おさむ 合 田 修 (1954年11月24日生)	取締役副社長 (代表取締役) [担当] 社長補佐 管理統括本部 担当	1977年 4月 当社入社 2010年 6月 当社取締役 2012年 6月 当社常務取締役 2016年 6月 当社専務取締役 2018年 6月 当社取締役副社長 (現職)	17,100株
4	ほつ た よし のぶ 堀 田 佳 伸 (1966年 1 月30日生)	取締役 常務執行役員 [担当] 守山事業所長	1988年 4月 当社入社 2017年 6月 当社取締役 2018年 6月 当社取締役常務執行役員 (現職)	6,600株
5	てら おか いさむ 寺 岡 勇 (1958年 6 月9日生)	取締役 常務執行役員 [担当] 船用統括事業部長、東京支社長、技術提携推進室・販売統括部・CS推進事業部・環境エネルギー統括事業部担当	1977年 4月 当社入社 2016年 6月 当社取締役 2018年 6月 当社取締役執行役員 2019年 3月 当社取締役常務執行役員 (現職) (重要な兼職の状況) DDKロジスティクス(株) 代表取締役社長	6,600株
6 ※	はや た よう いち 早 田 陽 一 (1969年 7 月15日生)	常務執行役員 [担当] 技術統括本部副本部長	1993年 4月 当社入社 2017年 3月 当社技術統括本部技術第一部長 2019年 3月 当社技術統括本部副本部長 (現職) (重要な兼職の状況) ディー・ディー・テクニカル(株) 代表取締役社長	3,000株
7 ※	あさ だ ひで き 浅 田 英 樹 (1969年 8 月29日生)	常務執行役員 [担当] 生産購買統括本部長、守山工場長、姫路工場長、生産管理部長	1993年 4月 当社入社 2011年 3月 当社守山事業所守山工場生産技術部長 2013年 3月 当社守山事業所守山工場製造部長 2017年 3月 日本ノズル精機(株)副社長 2019年 3月 当社生産購買統括本部長 (現職) (重要な兼職の状況) ダイハツディーゼル姫路(株) 代表取締役社長	3,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8 ※	みず しな たか し 水 科 隆 志 (1970年4月13日生)	常務執行役員 [担当] 管理統括本部長、経理 室長、ダイバーシティ 推進室長	1994年4月 当社入社 2010年7月 総務部長 2018年6月 管理統括部長 2019年3月 管理統括本部長 (現職) (重要な兼職の状況) ディーエス商事(株) 代表取締役社長	3,000株
9 ※	なん ば しん いち 難 波 伸 一 (1961年4月19日生)	-	1984年4月 ダイハツ工業(株)入社 2008年1月 同社第2エンジン部第22エ ンジン室長 2011年1月 B R・S P部主査 2018年1月 エンジン開発部第2エンジン 開発室 E・C・E 2019年1月 DNGAユニットパワートレ ーン開発本部 E・C・E 2019年5月 当社顧問 (現職)	3,000株
10	つ だ た もん 津 田 多 聞 (1952年12月19日生)	取締役	1975年4月 (株)住友銀行 (現 (株)三井住友 銀行) 入行 1981年10月 アーサーアンダーセン会計事 務所入所 1985年3月 公認会計士登録 2008年7月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー 2012年7月 津田公認会計士事務所代表 (現職) 2014年6月 タツタ電線(株) 社外取締役 (現職) 2014年6月 新田ゼラチン(株) 社外監査役 (現職) 2015年6月 (株)テクノアソシエ 社外取締役 (現職) 2015年6月 当社社外取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 津田公認会計士事務所 代表	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
11	こまつ かず お 小松 一雄 (1949年11月29日生)	取締役	1975年 4月 神戸地方裁判所判事補 2007年 7月 長崎家庭裁判所長 2009年 3月 大阪高等裁判所判事部総括 2015年 4月 大阪地方・簡易裁判所民事調停委員 2015年 8月 弁護士登録 北浜法律事務所入所（現職） 2016年 6月 当社社外取締役（現職）	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 津田多聞氏および小松一雄氏は社外取締役候補者であります。
なお、両氏は東京証券取引所の定める独立役員であり、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 津田多聞氏につきましては、公認会計士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、他の会社においても社外取締役ならびに社外監査役として会社経営に関与されており、公認会計士としての専門的見地から経営に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。
5. 津田多聞氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年となります。
6. 小松一雄氏につきましては、判事および弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を有しておられることなどを総合的に勘案したためであります。
7. 小松一雄氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年となります。
8. 責任限定契約の内容と概要について
当社は、津田多聞氏および小松一雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任されます佐藤和利氏、上村雄一氏、齋藤隆氏、飯田貴志氏および中野等氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
さとうかずとし 佐藤和利	2012年6月 当社取締役 2014年6月 当社常務取締役 2018年6月 当社取締役専務執行役員（現職）
うえむらゆういち 上村雄一	2013年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役 2018年6月 当社取締役常務執行役員（現職）
さいとうたかし 齋藤隆	2015年6月 当社取締役 2016年6月 当社常務取締役 2018年6月 当社取締役常務執行役員（現職）
いいだたかし 飯田貴志	2016年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役 2018年6月 当社取締役常務執行役員（現職）
なかのひとし 中野等	2013年6月 当社取締役 2018年6月 当社取締役執行役員（現職）

第4号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、2019年5月20日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案を原案通りご承認いただくことを条件として重任となる取締役7名および引き続き在任する監査役3名に対し、これまでの労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、従来の当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、打ち切り支給の時期につきましては、各取締役および各監査役の退任時といたします。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略歴
はら だ たけし 原 田 猛	2007年 6月 当社取締役 2009年 6月 当社常務取締役 2011年 6月 当社代表取締役社長 2016年 6月 当社代表取締役会長（現職）
きの した しげ き 木 下 茂 樹	2012年 6月 当社取締役 2013年 6月 当社常務取締役 2014年 6月 当社専務取締役 2016年 6月 当社代表取締役社長（現職）
ごう だ おさむ 合 田 修	2010年 6月 当社取締役 2012年 6月 当社常務取締役 2016年 6月 当社専務取締役 2018年 6月 当社代表取締役副社長（現職）
ほっ た よし のぶ 堀 田 佳 伸	2017年 6月 当社取締役 2018年 6月 当社取締役常務執行役員（現職）
てら おか いさむ 寺 岡 勇	2016年 6月 当社取締役 2018年 6月 当社取締役執行役員 2019年 3月 当社取締役常務執行役員（現職）

氏名	略歴
つだたもん 津田多聞	2015年6月 当社社外取締役（現職）
こまつかずお 小松一雄	2016年6月 当社社外取締役（現職）
まさだあつみ 正田敦己	2018年6月 当社常勤監査役（現職）
まつしたのりよし 松下範至	2016年6月 当社監査役（現職）
べっしょのりひで 別所則英	2017年6月 当社監査役（現職）

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
 当社の取締役の報酬等の額は、1998年6月26日開催の当社第38回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額80百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役は12名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は11名（うち社外取締役2名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数120,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、3年間から30年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初

に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第6号議案 役員賞与支給の件

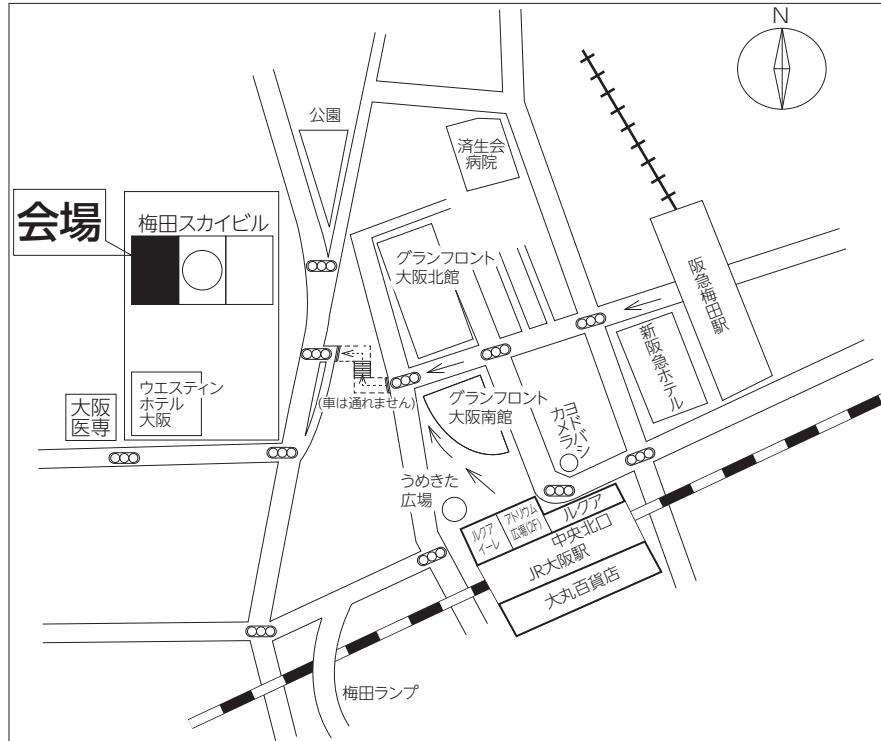
当事業年度末における取締役12名（うち社外取締役2名）および監査役3名に対して、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額45百万円（社外取締役を除く取締役分42百万円、社外取締役分0百万円、監査役分2百万円）を支給いたしたいと存じます。

（役員賞与金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

以 上

株主総会会場ご案内略図

梅田スカイビルタワーウエスト22階 会議室
JR「大阪駅・中央北口」、阪急「梅田駅」より徒歩15分



※6月28日から6月29日にかけてG20大阪サミットの開催が予定されており、総会当日から大規模な交通規制が予想されますので、公共交通機関をご利用のうえ、時間に余裕を持ってご来場くださいますようお願い申し上げます。
※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。

ダイハツディーゼル株式会社

〒531-0076 大阪市北区大淀中一丁目1番30号
TEL. (06) 6454-2331



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。